

甲種防火管理資格付与講習会要綱及び受講案内

峡南広域行政組合消防本部

1 講習の趣旨

この講習会は、消防法（昭和23年7月24日、法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日、政令第37号）第3条第1項1号に規定された消防長が行う甲種防火管理者資格付与講習会です。

2 講習の日時

令和7年7月3日（木）・4日（金）の2日間
1日目午前9時15分から午後5時00分まで。
2日目午前9時15分から午後4時30分までとなります。
（2日間受講しなければ資格が取得できません。）

3 講習の場所

西八代郡市川三郷町市川大門1437番地1
電話 055-272-3811
市川三郷町生涯学習センター（ifセンター）

4 受付期間及び受付場所

（1）受付期間

日時：令和7年6月2日（月）から6月6日（金）まで
時間：午前9時から午後5時00分まで

ただし、2日と3日の2日間については、峡南消防本部管内に居住又は勤務する方の受付を優先いたします。

（2）受付場所

峡南広域行政組合消防本部 ・ 各消防署

5 受講申請

（1）申請書

受講希望者は申込書（印鑑必要）へ必要事項を記入し受講票の交付を受け、受講時に持参してください。申込書は、峡南広域行政組合消防本部及び各消防署にあります。峡南広域行政組合のホームページからも取れます。（郵送による申込は受けませんが、代理は可）

（2）写真

縦4cm×横3cmの大きさに6ヶ月以内に撮影した単身、脱帽、正面上半身で背景の無い写真白黒又はカラー写真1枚

（3）受講料

7月3日の受付時に受講料5,000円徴収します。受講申し込み時に領収証記入の宛名を申し出て下さい。

6 定 員 70名 （定員になり次第締め切ります。）

7 修了証の交付

全課程(2日間)を修了した者に対し「講習修了証」を交付します。
ただし、遅刻、早退、欠席等のある者には交付できません。

8 講習科目・時間

講習時間割表

実施日	科 目	時 間	所要時間
7月3日 (木) (1日目)	受 付	9:15~9:30	15分
	受 講 案 内	9:30~9:40	10分
	開 講 式	9:45~9:50	5分
	防火管理の意義と制度の概要	9:50~11:20	90分
	火 災 の 基 礎 知 識	11:30~12:30	60分
	《 昼 食 》		
	火 気 管 理	13:30~14:30	60分
	施設・設備の維持管理 (消防用設備等の種類と役割)	14:40~15:40	60分
	施設・設備の維持管理 (防火・避難施設の役割、点検体制)	15:50~16:50	60分
	事 務 連 絡	16:50~17:00	10分
7月4日 (金) (2日目)	受 付	9:15~9:30	15分
	危険物の安全管理と地震対策	9:30~10:30	60分
	自 衛 消 防	10:40~12:00	80分
	《 昼 食 》		
	防火管理の進め方と消防計画 (作成実技)	13:00~15:00	120分
	効 果 測 定	15:10~15:40	30分
	消 防 設 備 等 説 明	15:45~16:15	30分
	修 了 証 交 付 式	16:15~16:30	15分

9 その他

- (1) 咳や体調不良がある場合は、受講をお控えいただくようお願いいたします。
- (2) 受講票は、当日会場の受付に提出して下さい。
- (3) 筆記用具等を必ず持参して下さい。
- (4) 昼食は、各自で用意して下さい。
- (5) 講義中、携帯電話等の音の鳴る機器は、電源を切るようにして下さい。
- (6) 当日は個々にゴミを持ち帰って下さい。
- (7) 敷地内(駐車中の車内含む)は禁煙です。
- (8) 既に「防火管理者」を選任して届出がなされている場合は、受講の必要はありませんが、人事異動等を考慮されて補助者が事前に受講して資格を取得するよう配慮してください。
- (9) その他詳しいことは、消防本部予防課に問い合わせてください。

電話 055-272-7613 (直通)